

2023年8月2日

お客様各位

神島化学工業株式会社

品質保証室

## 労働安全衛生法の新たな化学物質規制について

いつも当社製品をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

令和4年（2022年）5月に厚生労働省から公布された、労働安全衛生法に基づく【労働安全衛生規則等の一部を改正する省令】などにより、新たな管理化学物質の「がん原性物質」として「結晶質シリカ」が指定され、令和5年（2023年）4月1日より適用されました。

同法令は、化学物質による労働災害の低減を目的としたものであり、新たに定められたがん原性物質について、以下のことなどが義務化されました（労働安全衛生規則第577条の2）。

- ①がん原性物質を含む製品を取り扱う業務を行う際には、事業者は作業記録等を30年間保管  
(2023年4月1日以降)
- ②リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法に基づいて、危険性や有害性に基づくリスクを見積り、それを低減する措置を検討するよう特定された化学物質）ががん原性物質に係るとき[結晶質シリカを含みます]の、健康診断結果記録を、事業者は30年間保管  
(2024年4月1日以降)

「結晶質シリカ」を含む弊社建材製品をお取り扱いの場合は、製品 SDS（安全データシート）第3項「組成及び成分情報」をご確認ください。

ご不明な点、詳細等につきましては、お客様の事業所を管轄する労働基準監督署等へご確認ください。

ご参考資料へのリンク（職場における新たな化学物質規制が導入されます～厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093845.pdf>

なお、追加変更等があった場合には、適宜更新することがありますので、あらかじめご了承ください。

以上